

令和7・8年度川越市建設工事請負競争入札参加資格者格付要領

第1 趣旨

この要領は、川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号。以下「規程」という。）第7条に基づき格付を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付方法

格付は、第3に定める資格審査数値及び第6に定める技術者数を基に第7に定める格付基準に従って業種ごとに行うものとする。

第3 資格審査数値

資格審査数値は、第4に定める客観的事項の審査数値及び第5に定める市による評価点数値を合計した数値とする。

第4 客観的事項の審査数値

客観的事項の審査数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（規程第7条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」及び当該通知の別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条に規定する許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「官公需適格組合」という。）及び経常建設共同企業体については、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

1 官公需適格組合

- (1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

- (2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と 5 以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入した数値）とする。

2 経常建設共同企業体

- (1) 経営規模及び技術力の審査は、当該経常建設企業体の構成員（以下「構成員」という。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

- (2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入した数値）とする。

第 5 市による評価点数値

市による評価点数値は、次に定める項目の数値の合計値とする。ただし、その合計値が 0 点未満となった場合は、市による評価点数値は 0 点とする。

1 優秀工事表彰評価点

- (1) 優秀工事表彰評価点は、令和 4 年度又は令和 5 年度において「川越市優秀建設工事表彰要綱」に基づき優秀受注者表彰を受賞した工事に該当する申請業種に対して 1 件につき 20 点を配点する。
- (2) 協同組合等及び経常建設共同企業体に係る優秀工事表彰評価点は、当該協同組合等及び経常建設共同企業体としての受賞を評価対象とする。
- (3) 特定建設共同企業体に係る優秀工事表彰は、当該特定建設共同企業体を構成する者に対する評価対象とする。

2 工事成績評価点

- (1) 工事成績評価点は、市発注工事における 2 年間（令和 4 年度又は令和 5 年度）に「川越市工事成績評定要領」に基づき評定した工事成績評定点の平均点とし、業種ごとに次表の区分のとおり配点する。

工事成績評定点の平均点	配 点
82 点以上	30 点

79点以上82点未満	20点
76点以上79点未満	10点
65点以上76点未満	0点
65点未満	-20点

- (2) 協同組合等及び経常建設共同企業体に係る工事成績評価点は、当該協同組合等及び経常建設共同企業体としての工事成績評定点を評価対象とする。
- (3) 特定建設共同企業体に係る工事成績評価点は、当該特定建設共同企業体を構成する者に対する評価対象とする。

3 品質管理評価点

- (1) 品質管理評価点は、資格審査申請日現在において公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001を取得している者を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

4 難工事受注評価点

- (1) 難工事受注評価点は、令和4年度又は令和5年度において「川越市難工事指定要綱」に基づき指定された難工事を受注し、完成させた工事に該当する申請業種に対して1件につき10点を配点する。
- (2) 協同組合等及び経常建設共同企業体に係る難工事受注評価点は、当該協同組合等及び経常建設共同企業体としての受注を評価対象とする。
- (3) 特定建設共同企業体に係る難工事受注は、当該特定建設共同企業体を構成する者に対する評価対象とする。

5 女性技術者又は若手技術者雇用評価点

- (1) 女性技術者又は若手技術者雇用評価点は、資格審査申請日現在において建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験によるものは除く。）になりえる女性技術者又は40歳未満の若手技術者を1人以上常勤雇用している者で市内に本店を有する者を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

6 災害時における応急復旧業務に関する協定締結評価点

- (1) 災害時における応急復旧業務に関する協定締結評価点は、資格審査申請日現在において本市と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務に協力することとなっている者を対象とし、全ての申請業種に対して20点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

7 障害者雇用評価点

- (1) 障害者雇用評価点は、下記の条件のいずれかを満たす者で市内に本店を有する者を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に係る報告義務がある場合で、資格審査申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、本店を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した者
 - イ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に係る報告義務がない場合で、資格審査申請日現在において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

8 環境への配慮評価点

- (1) 環境への配慮評価点は、資格審査申請日現在において下記の条件のいずれかを満たす者を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。
 - ア JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001を取得している者
 - イ 埼玉県エコアップ認証制度による認証を受けた者
 - ウ 一般財団法人持続性推進機構又は公益財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが認証したエコアクション21を取得している者
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

9 子育て支援評価点

- (1) 子育て支援評価点は、下記の条件のいずれかを満たす者で市内に本店を有する者

を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。

ア 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、同法第12条の規定による届出を厚生労働大臣（労働局長）に提出した者（資格審査申請日現在において当該一般事業主行動計画の計画期間中であること。）

イ 同法第15条の2の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けている者

(2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

(3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

10 女性の活躍評価点

(1) 女性の活躍評価点は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、同法第8条の規定による届出を厚生労働大臣（労働局長）に提出した者（資格審査申請日現在において当該一般事業主行動計画の計画期間中であること）で市内に本店を有する者を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。

(2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

(3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

11 入札参加停止等に係る減点

(1) 入札参加停止等に係る減点は、令和5年度又は令和6年度に建設工事について本市から「川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止を受けた者を対象とし、全ての申請業種に対して次表の区分のとおりの減点する。

入札参加停止の期間	減 点
2か月未満	20点
2か月以上4か月未満	30点
4か月以上6か月未満	40点
6か月以上1年未満	50点
1年以上1年6か月未満	80点
1年6か月以上	100点

(2) 入札参加停止を複数回受けた者はそれぞれの期間を合算し、その期間に対する点数を減点する。

(3) 協同組合等及び経常建設共同企業体については、当該協同組合等又は経常建設共同企業体を原因とした入札参加停止等を当該協同組合等又は経常建設共同企業体

が受けた場合を評価対象とする。

1.2 消防団協力事業所評価点

- (1) 消防団協力事業所評価点は、資格審査申請日現在において消防団協力事業所として認定されている者で市内に本店を有する者を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

1.3 協力雇用主評価点

- (1) 協力雇用主評価点は、資格審査申請日現在において法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者で市内に本店を有する者を対象とし、全ての申請業種に対して10点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。
- (3) 経常建設共同企業体については、全ての構成員が(1)の要件を満たしている場合を評価対象とする。

第6 技術者数

- 1 第7に定める項目のうち、土木工事業及び建築工事業の1級相当技術者数は、規程第4条第1項に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。
- 2 1について官公需適格組合及び経常建設共同企業体の技術者数は、第4の1(1)及び2(1)による技術者数の合計値とする。

第7 格付基準

1 土木工事

格付	基 準
A級	資格審査数値が750点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が2人以上である者
B級	資格審査数値が650点以上である者（A級に該当する者を除く。）
C級	資格審査数値が650点未満である者

2 建築工事

格付	基 準
A級	資格審査数値が850点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が

	5人以上である者
B級	資格審査数値が650点以上である者（A級に該当する者を除く。）
C級	資格審査数値が650点未満である者

3 電気工事

格付	基 準
A級	資格審査数値が820点以上である者
B級	資格審査数値が670点以上820点未満である者
C級	資格審査数値が670点未満である者

4 管工事

格付	基 準
A級	資格審査数値が770点以上である者
B級	資格審査数値が670点以上770点未満である者
C級	資格審査数値が670点未満である者

5 舗装工事

格付	基 準
A級	資格審査数値が750点以上である者
B級	資格審査数値が650点以上750点未満である者
C級	資格審査数値が650点未満であるもの者

6 塗装工事

格付	基 準
A級	資格審査数値が600点以上である者
B級	資格審査数値が500点以上600点未満である者
C級	資格審査数値が500点未満である者

7 造園工事

格付	基 準
A級	資格審査数値が750点以上である者
B級	資格審査数値が550点以上750点未満である者
C級	資格審査数値が550点未満である者

8 その他の工事（土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事及び

造園工事以外の工事)

格付	基 準
A級	資格審査数値が700点以上である者
B級	資格審査数値が600点以上700点未満である者
C級	資格審査数値が600点未満である者

第8 格付の変更

規程第10条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。

第9 格付等の公表

競争入札参加資格及び競争入札参加者名簿の有効期間中、川越市ホームページ及び川越市総務部契約課において、有資格者の格付、資格審査数値及び第7に係る1級相当技術者の数を公表する。

附 則

この要領は決裁の日から施行し、令和7年4月1日以降に入札の公告、指名又は見積の通知を行う案件から適用する。